

函館市老人福祉センター指定管理者募集要項

1 募集の概要

市では、函館市老人福祉センター条例（以下「センター条例」という。）で定める函館市湯川老人福祉センターおよび函館市谷地頭老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）の指定管理者を募集します。

（1）施設の概要

ア 設置目的

老人福祉法に基づき、地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的としています。

イ 施設概要

① 名称	函館市湯川老人福祉センター（以下「湯川老人福祉センター」という。）
② 所在地	函館市湯川町1丁目7番26号
③ 建物構造	ブロック造平屋建
④ 敷地面積	2,218.63㎡
⑤ 延床面積	670.53㎡
⑥ 開設日	昭和45年4月1日
⑦ 施設の種別	老人福祉センターA型
⑧ 施設の内容	健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、ロビー兼図書室、浴室（温泉）ほか
① 名称	函館市谷地頭老人福祉センター（以下「谷地頭老人福祉センター」という。）
② 所在地	函館市谷地頭町13番18号（谷地頭いきいき交流センター内）
③ 建物構造	鉄筋コンクリート造2階建
④ 敷地面積	1,328.57㎡
⑤ 延床面積	谷地頭いきいき交流センター : 1,270.38㎡ 谷地頭老人福祉センター : 958.86㎡ もとデイサービスセンター谷地頭 : 311.52㎡
	（併設施設）
⑥ 開設日等	昭和49年1月19日、平成11年8月1日移転改築
⑦ 施設の種別	老人福祉センターA型
⑧ 施設の内容	健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、図書室兼休憩室、浴室（温泉）ほか

ウ 施設概要図 別添1のとおり

エ 1日平均利用者数

施設名称	令和3年度	平成30年度	
			内入浴利用者
湯川	23人/日	217人/日	214人/日
谷地頭	10人/日	220人/日	267人/日

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により入浴休止。

（2）指定期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで（5年間）

※ 当該施設は、指定期間途中で、市の施策上の理由により管理対象施設の統廃合を含めた見直しを実施する場合があります。この場合、指定管理期間の短縮や、管理業務内容および指定管理委託料等に変更が生じることとなりますが、リスク分担表の規定にかかわらず、市には違約金等の支払い義務は発生しないものとします。

(3) 募集等スケジュール（予定）

① 募集要項の配布	令和4年5月17日（火）～7月5日（火）
② 募集説明会の開催	5月23日（月）
③ 申請の受付	5月17日（火）～7月5日（火）
④ ヒアリングの実施	7月上旬～7月下旬
⑤ 指定管理者の候補者の選定	8月中旬～10月下旬
⑥ 選定結果の通知	8月下旬～11月上旬
⑦ 仮協定の締結	11月
⑧ 指定管理者の指定および協定の締結	12月

2 応募資格

老人福祉センターの指定管理者の応募資格は、以下のとおりです。

(1) 団体であること。

- ① 法人格の有無は問いません。
- ② 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。

(2) 函館市内に主たる事務所を有する団体であること。

「主たる事務所」とは、法人の場合、本市においては、本社または本店としております。

- ・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが該当
- ・LLP（有限責任事業組合）：LLPを構成する全ての組合員が該当

(3) 団体およびその代表者が、次の者に該当しないこと。（⑦の場合は役員を含む。）

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 市における競争入札への参加を制限されている者
- ④ 指定管理者の指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者
- ⑤ 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（イおよびウに掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ア 議会の議員
 - イ 市長および副市長
 - ウ 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員

※ これらに準ずる者とは、法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役もしくは理事と同等程度の執行力と責任を当該法人に対して有している者で、「公益社団・財団法人」、「一般社団・財団法人」における評議員会の評議員も相当します。

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）

※ ⑥および⑦については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

（4）複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

3 指定管理者候補者の募集

（1）募集手続

① 募集要項の配布

- ・ 配布期間 : 令和4年5月17日（火）から7月5日（火）まで
- ・ 配布場所 : 函館市保健福祉部地域福祉課および市ホームページ上で配布

② 募集説明会の開催

- ・ 開催日時 : 令和4年5月23日（月） 午前10時30分から
- ・ 開催場所 : 函館市役所8階第2会議室
- ・ 参加人数 : 各団体2名以内

③ 指定管理者指定申請書類の受付

- ・ 受付期間 : 令和4年5月17日（火）から7月5日（火）まで
- ・ 受付方法 : 函館市保健福祉部地域福祉課あてに提出してください。
- ・ 受付時間 : 持参の場合、平日の午前8時45分から午後5時30分までとします。
- ・ 締め切り : 7月5日（火）午後5時30分必着分までとします。

（2）応募時の提出書類

提出書類		グループ申請の場合の提出者
①	函館市指定管理者指定申請書（別記様式1）	代表団体
②	誓約書（別記様式2）	代表団体と構成団体
③	団体概要書（別記様式3）	代表団体と構成団体
④	グループ申請に係る構成団体の委任状（別記様式4）	代表団体
⑤	グループ協定書の写し（管理業務に関し、共同連帯して実施することを目的とする協定書等の写し）	代表団体
⑥	定款，寄付行為，規約，役員名簿（生年月日入り），その他これらに類する書類	代表団体と構成団体

⑦	法人の場合、登記事項証明書 (地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合、同条第12項の証明書)	代表団体と構成団体
⑧	事業計画書(別記様式5-1, 5-2)	代表団体
⑨	施設の管理に係る収支計画書(別記様式6) 別記様式6のほか、具体的な積算内訳・根拠資料について別紙で示してください。(様式任意)。 このうち、人件費の積算内訳については、別記様式9にて提出すること。	代表団体
⑩	自主事業に係る収支計画書(別記様式7)	代表団体
⑪	応募団体の経営状況を証明する書類 ア 営利目的以外の団体の場合 ・ 令和4年度の収支予算書および事業計画書 ・ 令和3年度の収支決算書および事業報告書 イ 営利を目的とする法人の場合 ・ 令和4年度の収支予算書および事業計画書 ・ 直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書 ・ 法人市民税の納税を証する書類 (市税の滞納がない旨の証明書で可) なお、これら書類がなく、新たに作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出してください。	代表団体と構成団体

(3) 留意事項

- ① 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ② 指定管理者候補者選定委員会開催前において、市は、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑤ 応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

(4) 募集に関する質問

応募資格を有している者で、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票(別記様式8)により、持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかにより、令和4年6月21日(火)までに函館市保健福祉部地域福祉課あてに提出してください。

なお、いただいた質問については、ホームページで随時回答します。

4 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

函館市保健福祉部において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。その後、市が設置する指定管理者候補者選定委員会において、評価基準に照らし評価・採点を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、選定委員会では、原則として全ての応募団体に対してヒアリングを実施します。

(2) 評価基準

選定における評価基準は11ページ・12ページのとおりです。

(3) 選定結果の公表

応募があった団体の名称，評価内容などの選定結果および選定委員会会議録（概要）は，選定委員会終了後に公表します。

(4) 協定の締結

市と指定管理者候補者に選定された団体において，委託費や業務の細目的事項について定める仮協定を締結します。その後，指定管理者の指定について議会の議決があった日をもって本協定を締結するものとし，仮協定書をもって本協定の協定書となります。

5 管理に関する基準

老人福祉センターの開館時間および休館日は以下のとおりとします。

(1) 湯川老人福祉センター

ア 開館時間

午前9時30分から午後4時30分まで

イ 休館日

- ① 1月2日，1月3日および12月29日から12月31日まで
- ② 月曜日（敬老の日を除く。）
- ③ 国民の祝日（敬老の日を除く。以下同じ。）
- ④ 国民の祝日が月曜日に当たるときは，その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日
- ⑤ 敬老の日の翌日および翌々日
- ⑥ その前日および翌日が国民の祝日である日（②および④に規定する日に当たる日を除く。）

(2) 谷地頭老人福祉センター

ア 開館時間

午前9時30分から午後4時30分まで

イ 休館日

- ① 1月2日，1月3日および12月29日から12月31日まで
- ② 日曜日
- ③ 国民の祝日
- ④ 国民の祝日が日曜日に当たるときは，その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日
- ⑤ 敬老の日の翌日
- ⑥ その前日および翌日が国民の祝日である日（②および④に規定する日に当たる日を除く。）

6 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項（モニタリングの実施）

(1) 事業報告書の作成および提出

指定管理者は，老人福祉センターに関する実施状況報告書，収支決算書および経営状況を説

明する書類を作成し、翌事業年度の4月末までに提出しなければなりません。

(2) 業務報告の聴取等

函館市は指定管理者に対し、その管理する業務および経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地に調査し、または必要な指示をすることができます。

(3) 利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません。

(4) 管理業務の評価および公表

ア 指定管理者は毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い函館市に提出しなければなりません。

イ 函館市は、(1)に規定する実施状況報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い、評価結果について公表するものとします。

7 業務の範囲および具体的内容

指定管理者が行う主な業務の範囲は、次のとおりですが、詳細については別添2「函館市老人福祉センター管理業務仕様書」に記載しています。

(1) 設置目的に資する事業の実施に関すること

健康相談および保健指導等の実施、機能回復訓練の実施、教養講座および各種教室の実施、レクリエーションおよび合同行事の実施、入浴サービスの実施、老人クラブに対する援助等。

(2) 利用者に関すること

窓口業務、利用者への案内・説明に関する業務、利用者へのサービス提供に関する業務、利用促進に関する業務。

(3) 維持管理業務に関すること

施設の清掃およびゴミ処理業務、緑地の管理業務、駐車場および通路の管理業務、保守管理業務（消防用設備、暖房器具・給湯設備、自動ドア（以上2館共通）、ボイラー、エレベーター、自家用電気工作物、温泉循環ポンプ等（以上谷地頭のみ））、入浴設備の維持管理業務、施設・設備の破損、汚損箇所の有無の点検および簡易修繕、夜間および休館日の警備業務、備品等の管理業務、その他施設の維持管理に必要な業務。

(4) その他の業務に関すること

市に提出する書類の作成等庶務経理業務、災害および事故発生時等の緊急時の対応、利用者および住民からの意見・要望等への対応、救急医療情報キット（安心ボトル）に関すること、その他必要な業務。

8 管理に関する経費等

(1) 管理に関する経費

ア 市が設定している管理委託料の限度額は、令和5年度から令和9年度までの5年間で348,115千円となっております。

(経費内訳：5か年総額)

区 分	金 額	備 考
人件費	144,750千円	
事業費	6,200千円	講座開催経費，合同行事開催経費
維持管理費	159,485千円	燃料費，光熱水費，修繕費，清掃，警備等
その他諸経費	37,680千円	消耗品費，使用料および賃借料，手数料，その他
合 計	348,115千円	

イ 谷地頭いきいき交流センターは複合施設であるため，老人福祉センターの指定管理者者には，もとデイサービスセンター谷地頭分の管理および下記項目に係る維持管理費の支出が伴います。

なお，当該支出分は管理委託料に含まれます。

項 目
電気料
水道料
下水道使用料
ガス料
警備
ボイラー定期点検
温泉循環ポンプ等清掃保守点検
消防用設備保守点検

ウ 委託料には，館内に設置している自動販売機3台（湯川1台，谷地頭2台）の維持管理費が含まれています。

エ 入浴サービスに伴う温泉供受給に係る契約および支払いは市が行います。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響により，入浴サービスを休止する場合があります。その場合，水道料金，下水道使用料，ガス料等温泉供給に係る不要経費分の委託料を市に返還するものとします。

(2) 経費の支払い

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。
なお、支払時期や支払方法は協定で定めます。

（3）会計処理

老人福祉センターの管理に関する収入および支出は、独立の会計を設け、団体の他の会計と区別して経理してください。

9 自主事業

（1）自主事業の提案

指定管理者は、管理業務以外に、老人福祉センターの用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で自主事業を実施することができます。

提案された自主事業は、市の承認を得たうえで、実施することができます。自主事業を提案する場合には、事業計画書（別記様式5-2）にその内容を記載するとともに、自主事業に係る収支計画書（別記様式7）を提出してください。

なお、自主事業で得られる利益の全部または一部を施設の管理に係る収支計画書（別記様式6）に計上することにより、函館市が支払う管理委託料の縮減に充てることができる。

（2）行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、函館市の使用許可を得たうえで、市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります。（例：飲食、物品販売など）

※ 現在、福祉団体が使用許可を得て設置している自動販売機については、関係法令に基づき今後も継続して使用許可予定です。

10 その他の特記事項

（1）管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、13ページ・14ページのとおりです。

応募者は、指定管理者が分担することとなるリスクについて適切に考慮したうえで、事業計画の立案や委託料の積算を行う必要があるので留意願います。

（2）関係法令等の遵守に関する事項

業務を遂行する上で、函館市老人福祉センター条例および同条例施行規則のほか、特に以下の法令を遵守するものとします。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとします。

ア 地方自治法第244条第2項および第3項

（公の施設）

第244条

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 函館市情報公開条例第27条の2第1項および第2項

（指定管理者の情報公開）

第27条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3に規

定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法 244条第1項に規定する公の施設に関する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書について公開請求があった場合において、当該文書を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

ウ 函館市個人情報保護条例第20条の2第1項および第3項
(指定管理者の責務)

第20条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、自己が行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係る管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

3 第1項の管理業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

エ 函館市行政手続条例

指定管理者は、函館市行政手続条例の「行政庁」に該当するため、使用許可等の処分は、同条例の定めに従って行うこととなります。

(3) 管理業務の委託の禁止等

管理業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し、市が承諾した場合は、この限りではありません。

(4) 指定の取消し等

市は、指定管理者が市の指示に従わないときや応募資格を失ったときなどは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることとなります。

なお、指定管理者は、取消日の属する事業年度の委託料の10分の1に相当する額の違約金を市に支払わなければなりません。

(5) 損害賠償責任

指定管理者は、故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有します。

(6) 保険の加入に関する事項

原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入する必要があります。

ただし、市では施設での事故等に備え、次の保険に加入しており、指定管理者が当該保険の補償内容で十分と判断した場合においては、加入の必要はありません。

[市が加入する保険の補償内容]

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

支払限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	個人情報漏えいによる損害賠償		2億円

個人情報漏えいによる対応費用 1事故1,000万円
年間3,000万円

※ 指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあります。

(7) 備品の管理および帰属

市が備え付ける備品は、別添「備品一覧表」のとおりです。

市が貸与している備品等が経年劣化により、管理業務実施の用に供することが出来なくなったとき、または新たに必要となった備品等は、必要に応じて市が購入または調達します。

指定管理者が施設利用者のサービス向上を目的に、自らの費用で購入または調達した備品等は、市と協議のうえ、管理業務の用に供することができ、当該備品等は指定管理者に帰属しません。

(8) 事前準備に関する事項

指定管理者は、指定管理者の負担により、業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前までに準備を行い、市または指定管理者から必要な引き継ぎを受けるものとします。

(9) 原状回復および事務引き継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合を除く。）または指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、市に必要な資料等を引き継ぐとともに、市または新たな指定管理者と十分事務引き継ぎを行うこととなります。

11 問合せ先および応募先

函館市保健福祉部地域福祉課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：0138-21-3293

F A X：0138-26-4090

E-mail：co-fukushi@city.hakodate.hokkaido.jp

評価基準

評 価 項 目	配 点
1 施設設置の目的が達成できるか	40
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に合致した方針か ・施設の管理業務について十分理解しているか ・施設の保守管理、衛生管理は適正に行われるか ・管理業務に関連する法令等について理解し、遵守が見込まれるか ・経理処理は適正になされるか ・市への必要な報告や市の实地調査、市からの指示に適正に対応できるか ・市からの委託事業は効果的な内容で提案しているか ・施設管理に必要な人員を確保しているか（資格者を含む） ・管理責任者および管理・監督体制は明確になっているか 	
2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか	40
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等利用についてどのような考え方があるか ・障がい者等への対応は十分に図られるか ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか ・具体性をもった利用促進策を考えているか ・サービス向上への独自の取り組みはあるか ・積極的な情報発信を行おうとしているか ・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか ・定期的な自己評価を行うか ・苦情処理の体制は明確になっているか ・職員の育成・資質向上について、どのような考え方があるか ・管理技術の向上のために必要な措置を講じるか 	
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか	30
<ul style="list-style-type: none"> ・管理経費削減のための工夫を行っているか ・妥当な根拠に基づいて積算しているか ・過度・過小な積算をしていないか ・必要な経費は全て計上されているか ・当該管理業務に対する経営努力があるか 	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30
<ul style="list-style-type: none"> ・受託への意欲・熱意が感じられるか ・指定管理者制度の趣旨を理解しているか ・安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか ・類似した施設管理の運営実績はあるか ・団体の安定性・継続性はあるか ・団体運営における法令等を遵守しているか ・役割分担など確実性・妥当性があるか（グループ申請の場合） 	
5 緊急時対応などが確立されているか	20
<ul style="list-style-type: none"> ・災害等緊急時に対する方針、体制が確立されているか ・事故防止に向けた取り組みを行っているか ・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か ・災害等緊急時のマニュアルは作成しているか ・利用者の安全管理体制や対策は十分か 	

6 個人情報 の適正な管理が図られるか	10
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個人情報について、どのような保護措置を講じるか ・個人情報の保護について十分に理解しているか 	
7 雇用の安定と雇用環境の向上 が図られるか	40
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の給与が高い水準にあるか ・従業員の社会保険の加入等は適当か ・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われるか ・労働条件（労働時間、健康管理、労災保険、雇用保険等）はどうか ・指定期間満了後における従業員の雇用について、どのような考えか ・（団体において）就業規則などは整備されているか ・（団体において）正規雇用者の雇用に積極的か ・（団体において）正規雇用・非正規雇用の構成はどうか 	
8 環境に配慮した経営 を行っているか	10
<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001を取得しているか ・環境に配慮した経営について、独自の考え方や方針はあるか ・（団体において）環境配慮の活動（取組）実績はあるか 	
9 障がい者の雇用など、福祉対策 に取り組んだ経営を行っているか	10
<ul style="list-style-type: none"> ・（団体において）障がい者等の雇用に積極的か ・（団体において）男女共同参画の取り組みを図っているか ・（団体において）福祉活動の実績はあるか 	
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献 が図られるか	20
<ul style="list-style-type: none"> ・（団体において）どのような地域活動の実績があるか ・施設が設置されている地域とどのように関わっていくのか ・施設が設置されている地域へどのような貢献が図られるか 	
11 設置目的に資する事業（保健指導等事業、機能回復訓練事業、教養講座、各種教室、レクリエーション・合同行事、入浴サービス、自主事業） について	50
<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの設置目的に合い、かつ市民ニーズに沿ったものとなっているか ・市からの委託事業は効果的な内容で提案しているか ・高齢者福祉の視点に立ち、より効果的な事業展開となっているか ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか ・管理業務開始までの準備体制は十分か ・団体独自のノウハウを発揮できるものはあるか ・具体性をもった利用促進策を考えているか ・効果的かつ具体的な広報活動の提案であるか ・効果的な自主事業の提案であるか 	
12 提案金額の比較 について ※ 応募団体が1団体のみ場合は削除	200
<ul style="list-style-type: none"> ・最低提案金額/提案金額×200点 	
合 計	500
（応募団体が1団体のみの場合）	（300）

リスク分担表

項 目		内 容		負担者		
				市	指定 管理者	
書類関連 リスク	作成書類の誤り	要領等市が作成した書類に関するもの		○		
		申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの			○	
制度関連 リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定，改正等によるもの		○		
		上記以外の一般的な法令の制定，改正等によるもの			○	
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設，税制改正等によるもの		○		
		上記以外の一般的な新税の創設，税制改正等によるもの			○	
維持管理 リスク	金利の変動	金利の変動によるもの			○	
	物価の変動	物価の変動によるもの			○	
	備品の損傷	経年劣化によるもの	購入		○	
			1件当たり20万円未満の修繕			○
			1件当たり20万円以上の修繕	○		
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	購入		○	
			1件当たり20万円未満の修繕			○
			1件当たり20万円以上の修繕	○		
	管理上の瑕疵によるもの				○	
	施設，設備等の損傷	経年劣化によるもの	1件当たり20万円未満の修繕			○
			1件当たり20万円以上の修繕	○		
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり20万円未満の修繕			○
			1件当たり20万円以上の修繕	○		
		管理上の瑕疵によるもの				○
		施設の構造上の瑕疵によるもの			○	
	展示物，資料等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの				○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり20万円未満の修繕			○
			1件当たり20万円以上の修繕	○		
	政治的・行政的理由による事業の変更	政治的・行政的理由から，業務の全部もしくは一部を中止し，または業務内容を変更したことによるもの		○		
	業務不履行	指定管理者による管理業務および協定内容の不履行			○	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等によるもの			○		
	施設もしくは機器の不備または施設改修による臨時休館等によるもの		○			
	指定管理者の提案による自主事業運営によるもの			○		
セキュリティー	指定管理者の警備不備によるもの			○		
	上記以外のもの		○			

社会 リスク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	周辺地域および施設 利用者への対応	地域との協調に関するもの		○
		施設設置，管理業務内容等に対する施設利用者等からの反対，訴訟，要望等に関するもの	○	
		管理業務に関する施設利用者への対応に関するもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風，豪雨，豪雪，洪水，地震，火災，暴動等市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象をいう。以下同じ。）に伴う施設等の復旧	不可抗力に伴う施設，設備等の復旧に関するもの	○	
	不可抗力に伴う事業の中止	不可抗力に伴い，業務の全部もしくは一部を中止したことによるもの		協議事項
指定の終了等		指定管理者の指定期間が終了した場合または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○

(別記様式1)

函館市指定管理者指定申請書

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名
電話 — —

函館市老人福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 申請の資格を有していることを証する書類
- 2 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては，当該法人の登記事項証明書（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては，同条第12項の証明書）
- 4 事業計画書
- 5 施設の管理に係る収支計画書
- 6 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支決算書および事業報告書
- 7 営利を目的とする法人にあつては，この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

(別記様式2)

誓 約 書

申請書およびその代表者（7においては役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することが不可能となり、もしくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから5年を経過しない者
- 5 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（②および③に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ① 議会の議員
 - ② 市長および副市長
 - ③ 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）

年 月 日

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名
電話 — —

(別記様式3)

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
団体の名称		
代表者の職・氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金	令和 年 月 日現在	千円
従業員数	令和 年 月 日現在	正社員 人 非正社員 人
主たる業務内容		
類似施設の管理に関する過去の業務実績		
連絡先	連絡責任者の職・氏名	
	電話番号：	F A X 番号：
	E-mail：	

※ 記入欄が足りない場合は、様式に準じて追加してください。

(別記様式4)

グループ申請に係る構成団体の委任状

年 月 日

函館市長 様

構成団体 所在地または代表者の住所
名称
代表者の氏名
電話 — —

構成団体 所在地または代表者の住所
名称
代表者の氏名
電話 — —

構成団体 所在地または代表者の住所
名称
代表者の氏名
電話 — —

私達は、下記の団体をグループの代表団体として、函館市老人福祉センターに係る指定管理者の指定の申請に関する一切の権限を委任します。

代表団体 所在地または代表者の住所
名称
代表者の氏名

※ 構成団体の記載欄が足りない場合は、適宜追加してください。

(別記様式 5 - 1)

事 業 計 画 書

団体の名称 _____

I 施設の管理に係る基本方針

1 施設設置の目的が達成できるか
2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか
5 緊急時対応などが確立されているか

6	個人情報 の 適正な管理が 図られるか
7	雇用 の 安定と 雇用環境 の 向上が 図られるか
8	環境 に 配慮した 経営を 行っているか
9	障がい者 の 雇用など、 福祉対策 に 取り組んだ 経営を 行っているか
10	地域活動 と の 関わりや 地域に 対する 貢献が 図られるか
11	設置目的 に 資する 事業（健康相談・保健指導等事業、機能回復訓練事業、教養講座、各種教室、レクリエーション・合同行事、入浴サービス）について
12	指定管理者 が 行う 自主事業 について
13	施設利用 の 活性化が 図られるか

※ 評価の基準となるため、具体的な考え方や取組み方針を、詳細に記載してください。

(別記様式5－2)

事 業 計 画 書

団体の名称 _____

Ⅱ 指定期間内の年度ごとの業務計画 (令和●●年度分)

1 業務の実施計画

※ 業務仕様書に記載する内容以上の業務を実施する場合は具体的に明示してください。
また、年間スケジュール、指定管理者から第三者へ委託する業務、個人情報の保護についても記載してください。

- (1) 設置目的に資する事業の実施に関すること
- (2) 利用者に関すること
- (3) 維持管理業務に関すること
- (4) その他の業務に関すること

2 人員体制図

※ 組織体系図、人員配置数・職制・職種・業務分担、勤務ローテーション等について記載してください。

3 苦情処理、緊急時等の対応体制図

4 自主事業の提案・実施計画

5 その他 (必要に応じて項目を設けてください。)

※ 各事業年度ごとに作成してください。

(別記様式7)

自主事業に係る収支計画書(令和●●年度分)

団体の名称 _____

1 収入

科目	内 訳	予算額(円)	備 考
販売収入等			
その他の収入			
合 計			

2 支出

科目	内 訳	予算額(円)	備 考
人件費			
維持管理費 (維持費)			
・燃料費			
・光熱水費			
・清掃, 警備料			
・その他委託料			
・維持補修費			
(その他経費)			
・消耗品費			
・通信運搬費			
・使用料, 賃借料			
・備品購入費			
・その他			
事業費			
・報償費			
・役務費			
・使用料, 賃借料			
・その他			
合 計			

備 考

- 1 指定管理期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記載し, 具体的な積算の内訳・根拠を別紙(様式任意)で示してください。

(別記様式 8)

質 問 票

公の施設の名称 函館市老人福祉センター
団体の名称

提出年月日 令和 年 月 日

連絡責任者の職・氏名：	
電話番号：	F A X 番号：
E-mail：	

質問事項	
------	--

収支計画書補足資料： 人件費の積算内訳(詳細)について

施設名		担当者名	
申請団体名		電話番号	

黄色のセルに入力してください。

1枚目

No.	(1) 職名	(2) 人件費積算額の内訳 ※収支計画書に記載した額(年額)				(3) 左記内訳のうち、①の積算根拠					(4) 所定労働日数	(5) 所定労働時間		(6) 時間単価①	(7) 時間単価②	(8) 雇用形態		(9) 指定管理業務以外の業務へ 従事させる予定	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
		基本給 +基準内手当	基準外手当	法定福利費 福利厚生費	合計 ①+②+③	給与 形態	積算 単価	積算 数量	⑦の 単位	年額 ⑥×⑦=⑨	年間	1日あたり	年間	時間換算額 ⑨/⑫	時間換算額 (①+②)/⑫	雇用期間 による別	勤務先 における呼称		
1					0					0									
2					0					0									
3					0					0									
4					0					0									
5					0					0									
6					0					0									
7					0					0									
8					0					0									
9					0					0									
10					0					0									
【計】		0	0	0	0					0									

(10)	①に含まれる 基準内手当の名称	
------	--------------------	--

2枚目

No.	(1)	(2)				(3)					(4)	(5)		(6)	(7)	(8)		(9)
	職名	人件費積算額の内訳 ※収支計画書に記載した額(年額)				左記内訳のうち、①の積算根拠					所定 労働日数	所定労働時間		時間単価①	時間単価②	雇用形態		指定管理 業務以外 の業務へ 従事させ る予定
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
	基本給 +基準内手当	基準外手当	法定福利費 福利厚生費	合計 ①+②+③	給与 形態	積算 単価	積算 数量	⑦の 単位	年額 ⑥×⑦=⑨	年間	1日あたり	年間	時間換算額 ⑨/⑫	時間換算額 (①+②)/⑭	雇用期間 による別	勤務先 における呼称		
11				0					0									
12				0					0									
13				0					0									
14				0					0									
15				0					0									
16				0					0									
17				0					0									
18				0					0									
19				0					0									
20				0					0									
【計】		0	0	0	0				0									
↓																		
	【合計】 ※1枚目～2枚目の合計	0	0	0	0				0									

3枚目

No.	(1)	(2)				(3)					(4)	(5)		(6)	(7)	(8)		(9)	
	職名	人件費積算額の内訳 ※収支計画書に記載した額(年額)				左記内訳のうち、①の積算根拠					所定 労働日数	所定労働時間		時間単価①	時間単価②	雇用形態		指定管理 業務以外 の業務へ 従事させ る予定	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	基本給 +基準内手当	基準外手当	法定福利費 福利厚生費	合計 ①+②+③	給与 形態	積算 単価	積算 数量	⑦の 単位	年額 ⑥×⑦=⑨	年間	1日あたり	年間	時間換算額 ⑨/⑫	時間換算額 (①+②)/⑭	雇用期間 による別	勤務先 における呼称			
21				0					0										
22				0					0										
23				0					0										
24				0					0										
25				0					0										
26				0					0										
27				0					0										
28				0					0										
29				0					0										
30				0					0										
【計】		0	0	0	0				0										
↓																			
【合計】 ※1枚目～3枚目の合計		0	0	0	0				0										

4枚目

No.	(1)	(2)				(3)					(4)	(5)		(6)	(7)	(8)		(9)
	職名	人件費積算額の内訳 ※収支計画書に記載した額(年額)				左記内訳のうち、①の積算根拠					所定 労働日数	所定労働時間		時間単価①	時間単価②	雇用形態		指定管理 業務以外 の業務へ 従事させ る予定
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
	基本給 +基準内手当	基準外手当	法定福利費 福利厚生費	合計 ①+②+③	給与 形態	積算 単価	積算 数量	⑦の 単位	年額 ⑥×⑦=⑨	年間	1日あたり	年間	時間換算額 ⑨/⑫	時間換算額 (①+②)/⑭	雇用期間 による別	勤務先 における呼称		
31				0					0									
32				0					0									
33				0					0									
34				0					0									
35				0					0									
36				0					0									
37				0					0									
38				0					0									
39				0					0									
40				0					0									
【計】		0	0	0	0				0									
↓																		
	【合計】 ※1枚目～4枚目の合計	0	0	0	0				0									

5枚目

No.	(1)	(2)				(3)					(4)	(5)		(6)	(7)	(8)		(9)
	職名	人件費積算額の内訳 ※収支計画書に記載した額(年額)				左記内訳のうち、①の積算根拠					所定 労働日数	所定労働時間		時間単価①	時間単価②	雇用形態		指定管理 業務以外 の業務へ 従事させ る予定
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
		基本給 +基準内手当	基準外手当	法定福利費 福利厚生費	合計 ①+②+③	給与 形態	積算 単価	積算 数量	⑦の 単位	年額 ⑥×⑦=⑨	年間	1日あたり	年間	時間換算額 ⑨/⑫	時間換算額 (①+②)/⑭	雇用期間 による別	勤務先 における呼称	
41				0					0									
42				0					0									
43				0					0									
44				0					0									
45				0					0									
46				0					0									
47				0					0									
48				0					0									
49				0					0									
50				0					0									
【計】		0	0	0	0				0									
↓																		
	【合計】 ※1枚目～5枚目の合計	0	0	0	0				0									